

Q. 医療法人の出資持分の移転 ～譲渡～

医療法人の出資持分を譲渡により移転しようと思いますが、そのときの注意すべき点について教えてください。

A.

医療法人の出資持分を移転する方法として、贈与のほかに売却によって譲る方法があります。これは、譲渡による出資持分の移転と呼ばれています。

相手に買取り資金があり、一度にまとめて譲ることが出来る場合には、税負担を比較すると贈与による贈与税額よりも、譲渡による所得税額のほうが有利になることがあります。

【ポイント】

- (1) 相続税評価額より低いと贈与分が発生する。
- (2) 社員総会で、譲渡の事実を議事録に残す。
- (3) 取得者の資金の出所を明らかにし、取引を書類で残す。

【解説】

例えば、出資持分 1 口 1 万円につき 10 万円と評価(相続税評価額)された持分を、500 口ほど贈与したとすると、贈与税は約 2220 万円になります。譲渡した場合には、所得税と住民税を合わせて約 900 万円となります。

これは、贈与税の税率が累進税率となっており、課税金額が多いほど税金が高くなる構造であるのに対し、出資持分を譲渡した場合にかかる税率は、課税金額がいくらであっても一律 20%だからです。

出資持分を譲渡した場合、売却価格の決定には注意が必要です。相続税評価額よりも低い価額で売却した場合、その差額について買い手に贈与税が課せられるからです。

譲渡の手続きとしては、贈与の場合と同様に社員総会を開催して、議事録を作成しなければなりません。また、取得者については出資持分を買ったときの資金の出所を明らかにして、取引に関する書類を作成して、確定日付を明記しておけば万全です。

贈与税と、譲渡に関わる所得税の税負担を比較し、さらに相続税の税負担も含めて検討することが重要です。上場株式で含み損をもっている先生は、いったん損出しをして出資持分の譲渡益と損益通算をするのも一法です。